

第188期 交付書面省略事項

(2025年4月1日～2026年3月31日)

財産および損益の状況の推移

主要拠点等

従業員の状況

主要な借入先

株式に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制およびその体制の運用状況の概要

株式会社の支配に関する基本方針

連結持分変動計算書

<ご参考>連結包括利益計算書 (未監査)

<ご参考>連結キャッシュ・フロー計算書 (未監査)

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書 謄本

日本電気株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をされた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

財産および損益の状況の推移

① NECグループの財産および損益の状況の推移

(IFRS)

区分	年度	2022年度(第185期)	2023年度(第186期)	2024年度(第187期)	2025年度(第188期)
売上収益	(億円)	33,130	34,773	34,234	35,827
営業利益	(億円)	1,704	1,880	2,565	3,599
調整後営業利益	(億円)	2,055	2,236	2,872	3,868
税引前利益	(億円)	1,677	1,850	2,398	3,982
親会社の所有者に 帰属する当期利益	(億円)	1,145	1,495	1,752	2,702
Non-GAAP営業利益	(億円)	1,970	2,276	3,113	3,972
親会社の所有者に帰属する Non-GAAP当期利益	(億円)	1,328	1,778	2,257	2,798
基本的1株当たり 当期利益	(円)	84.90	112.25	131.50	202.95
Non-GAAP1株当たり 当期利益	(円)	98.48	133.51	169.40	210.11
資産合計	(億円)	39,841	42,275	43,154	44,668
親会社の所有者に 帰属する持分	(億円)	16,238	19,156	19,520	21,966

- (注) 1. 「基本的1株当たり当期利益」は、国際会計基準(IAS)第33号「1株当たり利益」を適用し、期中平均株式数に基づき算出しています。
2. 当社は、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。2022年度(第185期)の期首に当該株式分割が実施されたと仮定して、「基本的1株当たり当期利益」および「Non-GAAP1株当たり当期利益」を算定しています。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	年度	2022年度(第185期)	2023年度(第186期)	2024年度(第187期)	2025年度(第188期)
売上高	(億円)	17,756	18,380	19,812	20,945
経常利益	(億円)	712	1,583	2,533	2,586
当期純利益	(億円)	1,021	2,208	2,337	2,509
1株当たり当期純利益	(円)	75.71	165.73	175.39	188.33
総資産	(億円)	24,318	27,452	30,696	30,756
純資産	(億円)	10,171	12,102	14,158	13,173

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しています。
2. 当社は、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。2022年度(第185期)の期首に当該株式分割が実施されたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しています。

主要拠点等

本 社	東京都港区	
支 社	北海道支社（札幌市） 東海支社（名古屋市） 関西支社（大阪市） 四国支社（高松市）	東北支社（仙台市） 北陸支社（金沢市） 中国支社（広島市） 九州支社（福岡市）
事 業 場	玉川事業場（川崎市） 相模原事業場（相模原市）	府中事業場（東京都府中市） 我孫子事業場（我孫子市）
国内生産拠点	NECプラットフォームズ(株)（掛川市等） NECネットワーク・センサ(株)（日高市等）	(株)オーシーシー（北九州市等）
海 外 拠 点	NEC Corporation of America（米国） NEC Asia Pacific Pte.Ltd. （シンガポール） NEC Latin America S.A.（ブラジル） NEC Corporation India Private Limited （インド）	NEC Europe Ltd.（英国） 日電（中国）有限公司（中国） NEC Australia Pty Ltd（オーストラリア）

従業員の状況

① NECグループの従業員の状況

セグメント名	従業員数
ITサービス事業	57,400名
社会インフラ事業	16,830名
その他	27,570名
合計	101,800名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増(減)	平均年齢	平均勤続年数
21,934名	(337名)	43.1歳	17.3年

主要な借入先

(単位 百万円)

借入先	借入金残高
シンジケートローン	40,000
(株)三井住友銀行	17,523
(株)三菱UFJ銀行	6,952
三井住友信託銀行(株)	6,778
(株)みずほ銀行	5,628

(注) シンジケートローンは、(株)三井住友銀行を幹事とする協調融資です。

株式に関する事項（2026年3月31日現在）

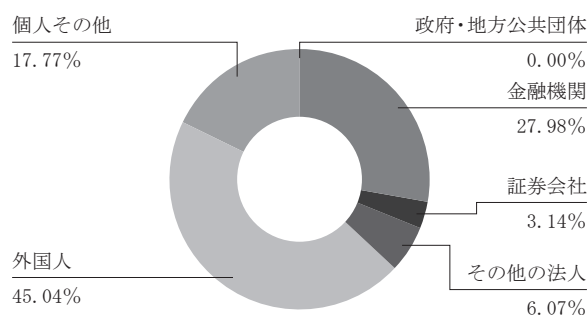
- (1) 発行可能株式総数 3,750,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,364,249,315株（うち、自己株式 35,750,949株）
- (3) 株主数 247,566名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	204,138	15.37
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	104,115	7.84
NTT株式会社	65,118	4.90
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	29,814	2.24
住友生命保険相互会社	28,734	2.16
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	25,288	1.90
GOVERNMENT OF NORWAY	21,214	1.60
JP MORGAN CHASE BANK 385781	18,602	1.40
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	16,846	1.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	16,164	1.22

- (注) 1. 当社は、自己株式を35,750,949株保有しておりますが、上記大株主からは除外しています。
 2. 持株比率は、自己株式（35,750,949株）を控除して計算しています。

(5) 所有者別状況

区分	持株比率（%）
政府・地方公共団体	0.00
金融機関	27.98
証券会社	3.14
その他の法人	6.07
外国人	45.04
個人その他	17.77
合計	100



(6) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当期中に、株式報酬として会社役員に交付した株式の内容は、次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）および執行役	127,387株	7名
社外取締役	18,400株	8名

(7) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2025年1月30日開催の取締役会において、2025年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施し、あわせて発行可能株式総数について当社定款を変更することを決議しました。これにより、発行可能株式総数は3,750,000,000株に、発行済株式総数は1,364,249,315株にそれぞれ増加しています。
- ② 当社は、2026年2月9日開催の取締役会において、2026年2月10日から2026年3月31日までの期間に当社普通株式を6,800,000株または総額30,000,000,000円を上限として取得することを決議し、当期において当社普通株式6,800,000株を取得価格の総額27,292,828,300円で取得しました。
- ③ 当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役および一部の従業員を対象とする株式交付信託を用いた株式報酬制度を導入しています。また、当社の一部の子会社においても、その取締役を対象とする当社株式を用いた株式報酬制度を導入しています。当社は、2025年6月20日開催の取締役会において、これらの株式報酬制度の継続に伴う第三者割当による自己株式の処分について決議し、2025年7月7日付でこれらの株式報酬制度のために設定した株式交付信託に対し自己株式762,600株を処分しました。
- ④ 当社は、社外取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。2025年6月20日開催の取締役会において、当該株式報酬制度に基づく株式報酬としての自己株式の処分について決議し、2025年7月7日付で社外取締役8名に対し自己株式18,400株を処分しました。
- ⑤ 2026年3月31日現在において、上記③に記載の株式交付信託が所有する当社株式は、2,148,500株です。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

(単位 百万円)

	支払額
① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	668
② 当社および当社の子会社が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,473

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法等に基づく監査の報酬等とを区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の報酬等の額には金融商品取引法等に基づく監査の報酬等の額が含まれています。
2. 監査委員会は、CFO（チーフフィナンシャルオフィサー）、社内関係部門および会計監査人から必要な情報を入手し報告を受けて、監査計画の内容および報酬見積り算出根拠等の妥当性に関し、前期の監査実績も含めて評価・検討を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 事業報告の「1 (8)②重要な子会社の状況」に記載された子会社のうち、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けている会社は、次のとおりです。

会社名	監査法人
NEC Corporation of America	KPMG LLP
NEC Europe Ltd.	KPMG LLP
NEC Asia Pacific Pte. Ltd.	KPMG LLP
日電（中国）有限公司	KPMG Huazhen LLP
NEC Latin America S.A.	KPMG Auditores Independientes Ltda.
NEC Australia Pty Ltd	KPMG Australia Pty Ltd
NEC Corporation India Private Limited	BSR & Co. LLP
Netcracker Technology Corporation	KPMG LLP
Garden Private Holdings Limited	KPMG LLP
Soleil ApS	KPMG P/S

(3) 非監査業務の内容

当社は、2025年度（当期）において、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、主に業務委託に係る統制リスクの評価業務などを委託し、対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告します。また、監査委員会は、会計監査人にその職務を適切に遂行することが困難であると認められる事態が生じ変更が相当と認められる場合、または、会計監査人の監査の適正性もしくは効率性の向上等のために変更が相当と認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するための体制およびその体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、取締役会において決定した会社法第416条第1項第1号ロおよびホに定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し運用しています。本基本方針は、当社ウェブサイト（注）に掲載のとおりですが、その概要は、次のとおりです。

(注) <https://jpn.nec.com/profile/governance/internalcontrol.html>

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

- ① 取締役、執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、取締役および執行役は、NECグループにおける企業倫理の確立ならびに法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「NECグループ行動規範」(Code of Conduct)を率先垂範するとともに、その周知徹底をはかり、これらの違反が判明した場合には、その原因を究明したうえで再発防止策を定め、実行します。また、コンプライアンス推進部門は、内部通報制度の利用を促進します。
- ② 情報の保存および管理は、適用のある法令および社内規程に従って、適正に行います。
- ③ リスク管理は、社内規程に基づき、NECグループとして一貫した方針のもとに、効果的かつ総合的に実施します。全社リスク管理担当役員は、リスク・コンプライアンス委員会を中心とする全社リスクマネジメント体制を構築し、NECグループのリスク管理を統括するとともに、リスク要因の分析と対策を実行します。事業に関するリスク管理は、事業部門が適切に実施し、スタッフ部門がこれを指導、支援します。経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、リスク・コンプライアンス委員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては経営会議および取締役会において報告します。
- ④ 取締役および執行役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会は、執行役に対する大幅な権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進します。執行役は、取締役会で定めた中期経営目標に基づき、迅速な意思決定および効率的な職務執行を行います。
- ⑤ 当社は、「NECグループ経営ポリシー」を通じて、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行います。NECグループにおける経営の健全性および効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役および監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、子会社におけるリスク管理について子会社を指導および支援します。スタッフ部門は、NECグループの業務の適正の確保のために、その担当事項に関して実効性のある統制手段を定め、運用します。内部監査部門は、子会社の業務の適正性について監査を行います。
- ⑥ NECグループにおける業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかります。

- ⑦ NECグループにおける財務報告に係る内部統制については、適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
- ⑧ 監査委員会の職務遂行を補助するため、監査委員会を補佐する者（以下「監査委員会補佐役」という。）および監査委員会事務局を置きます。これら監査委員会を補助する者は、監査委員会の実効性を確保すべく、監査委員会の指示に基づき職務を遂行し、その人事異動等については、監査委員会の同意を要することにより独立性を確保します。
- ⑨ 監査委員会は、定期的または随時、取締役、執行役、使用人等からその職務の執行状況等の報告を受けます。また、当社は、子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人が、監査委員会の求めに応じて、随時、その職務の執行状況等の報告を行うよう指導します。
- ⑩ コンプライアンス推進部門長は、内部通報制度の運用状況を監査委員会に定期的に報告します。また、当社は、内部通報制度に基づく通報または監査委員会に対する職務の執行状況等の報告を行ったことを理由として、NECグループの取締役、執行役および使用人に対し不利な取り扱いを行いません。
- ⑪ 監査委員会は、監査の実効性を確保するため、会計監査人および内部監査部門から定期的に各々が実施した監査に関する報告を受け、意見交換を行います。また、監査委員会は、内部監査部門に対して連携を通じた指導を行うほか、必要に応じて指示を行い、取締役および執行役の職務執行の監査を行います。加えて、監査委員会が選定する監査委員および監査委員会補佐役（以下総称して「選定監査委員等」という。）は、経営会議に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。当社は、選定監査委員等が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じます。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社は、当期の内部統制システムの整備・運用状況について評価を行い、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認しました。当期における主な取り組みは、次のとおりです。

① コンプライアンス

NECグループでは、リスク・コンプライアンス委員会およびCRCO（チーフリスク&コンプライアンスオフィサー）を中心としたコンプライアンス推進体制を整備しています。

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、不正事案への対応を含むコンプライアンス推進に関する審議を行い、必要に応じて取締役会に報告しています。

・「NECコンプライアンスの日」

2016年度に国内において独占禁止法違反行為があった旨の認定を受けたことを踏まえ、NECグループの従業員一人ひとりがコンプライアンスの重要性を再確認する日として2017年に「NECコンプライアンスの日」を制定しました。当期においても当社の経営幹部や子会社社長から事業活動における倫理観の重要性やコンプライアンスの徹底に関するメッセージを発信しました。

・教育

コンプライアンスに関する教育を毎年度実施しています。「NECグループ行動規範」（Code of Conduct）に関する教育においては、当社の従業員一人ひとりが当該規範に則り、お客様、社会および同僚から信頼される行動をとることや自らが取り組むインテグリティある行動を宣言しました。

・不正事案への対応

子会社で発生した不正事案については、各社のリスク・コンプライアンス委員会等で審議するとともに当社へ報告する体制を構築・運用しています。また、当社のリスク・コンプライアンス委

員会において、NECグループで発生した不正事案の原因究明および再発防止策について審議しています。当社は、その事案の概要および留意点について半期毎にNECグループ内に公表し、不正事案の再発防止をはかっています。

・ 内部通報制度

当社は、内部通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見および早期解決をはかっています。通報や相談の内容に応じて設置していたNECグループの複数の内部通報窓口を2024年10月から順次統合し、新たに「NEC Compliance & Integrity Hotline」として運用しています。当期の内部通報利用実績は478件であり、申告のあった内部通報や相談については、その内容に応じて内部監査部門その他の社内関係部門において調査を行い、必要な対策を講じています。また、内部通報制度の利用を促すために、教育等の周知活動を行っています。

② リスクマネジメント

NECグループでは、NECグループの事業に関連する社内外のリスクを的確に把握し対応するため、リスク・コンプライアンス委員会とCRCOを中心とした全社横断的なリスク管理体制を整備しています。

リスク・コンプライアンス委員会では、リスク管理に関する活動方針、NECグループとして対策を講ずべき重点対策リスクの選定・対応方針のほか、期中のリスク変動により全社横断対応が必要となったリスクの対応、その他の全社リスク管理に関する重要な事項を審議し、事業戦略会議および取締役会に定期的に報告しています。

また、NECグループ全体のリスクを俯瞰して一元的・横断的に対応し、損失に繋がる可能性をコントロールするため、CRCOを設置しています。CRCOは、日々変化する社会・事業環境の中で多様化・複雑化するリスクを感知・分析し、インパクトを評価するとともに、対応の優先付けをしたうえで、各リスクを所管するチーフオフィサーと密に連携することで全社横断的なリスク管理を主導します。

CRCOは、NECグループとして認識しておくべきリスクを網羅的にとりまとめたリスク一覧をもとに、各リスクを所管するチーフオフィサーとの対話やリスクアセスメントを実施し、外部・内部環境変化や各リスク対策の状況を踏まえて5段階の影響度評価・3段階の切迫性評価を行い、優先順位を可視化したリスクマップを作成しています。リスクマップは、四半期毎にリスク・コンプライアンス委員会での審議を経て更新しており、事業戦略会議および取締役会に定期的に報告しています。

③ グループマネジメント

NECグループのグループマネジメントについて定めた「NECグループ経営ポリシー」に基づき、子会社経営の仕組みの統一をはかり、グループ全体最適とグループ企業価値の最大化に努めています。その一環として、海外子会社に対するグループ共通のポリシーや業務プロセス・基盤の導入を迅速に行えるよう、主要なグループ横断機能を担当する当社のチーフオフィサーが自らの担当領域について、海外子会社における業務の遂行を管理する仕組みの整備を進めています。

④ 監査委員会による監査

監査委員会は、(i)内部統制システムの整備・運用状況の確認、(ii)内部監査部門との連携強化および(iii)監査委員会補佐役が旧常勤監査委員の活動を一部引継ぎ、監査委員会の職務遂行を補佐する監査体制の確保を当期における監査の基本方針として定め、実効性のある組織的監査を実施しています。

- ・ 監査委員会は、CEOならびにコーポレート機能を担う主要な執行役およびチーフオフィサーについては、直接報告を聴取しています。なお、その他の執行役については、主に内部監査部門による監査を通じて職務の執行状況を確認しています。

- 当社の各組織および子会社に対する監査については、原則として内部監査部門による監査結果に依拠することとし、同部門と緊密に情報を共有しています。具体的には、監査委員会は、内部監査部門の監査計画や監査結果の報告等を通じて内部統制システムの有効性を確認しつつ、必要に応じ同部門に対し指示を行っています。
- 当社は、監査委員会の職務遂行を補助するため、監査委員会補佐役および監査委員会事務局を置いており、これら監査委員会を補助する者は、監査委員会の実効性を確保すべく、監査委員会の指示に基づき職務を遂行しています。
- 監査委員会補佐役および監査委員会事務局は、経営会議等の重要会議への陪席、スタッフ部門等との対話、子会社の監査役等からの報告等を通じて内部統制システムの整備・運用状況を確認するとともに、収集した情報の内容を監査委員に報告しています。
- 監査委員会は、会計監査人および内部監査部門と、定期的に情報交換を実施する等、緊密に連携するとともに、当社の執行役および取締役が関係する不正行為等を通報できる窓口として、経営陣から独立した「監査委員会ホットライン」を運営しています。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、株主のみなさまが最終的に決定するものと考えています。一方、経営支配権の取得を目的とする当社株式の大量買付行為や買収提案があった場合には、買収提案に応じるか否かについての株主のみなさまの判断のため、買収提案者に対して対価等の条件の妥当性や買付行為がNECグループの経営方針や事業計画等に与える影響などに関する適切な情報の提供を求めるとともに、それが当社の企業価値および株主共同の利益の向上に寄与するものであるかどうかについて真摯に評価、検討し、速やかに当社の見解を示すことが取締役会の責任であると考えています。また、状況に応じて、買収提案者との交渉や株主のみなさまへの代替案の提示を行うことも必要であると考えます。

当社は、現在、買収提案者が出現した場合の対応方針をあらかじめ定めていませんが、買収提案があった場合に、買収提案者から適切な情報が得られなかったとき、株主のみなさまが買収提案について判断をするための十分な時間が与えられていないときまたは買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に反すると判断したときには、その時点において実行可能であり、株主のみなさまに受け入れられる必要かつ相当な方法による合理的な対抗措置を直ちに決定し、実施する予定です。

連結持分変動計算書

(2025年4月 1日から
2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分						非 支 配 分	資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	合 計		
2025年4月1日 残 高	427,831	46,704	1,023,945	△30,725	484,263	1,952,018	119,493	2,071,511
当 期 利 益			270,228			270,228	3,096	273,324
そ の 他 の 包 括 利 益					124,751	124,751	10,335	135,086
包 括 利 益			270,228		124,751	394,979	13,431	408,410
自 己 株 式 の 取 得				△27,329		△27,329		△27,329
自 己 株 式 の 処 分		27		470		497		497
株 式 報 酬 取 引		1,212				1,212		1,212
配 当 金			△40,048			△40,048	△1,674	△41,722
非支配株主へ 付与された プット・オプション		50				50		50
その他資本剰余金 の負の残高の振替		37,798	△37,798			—		—
子 会 社 に 対 する 所 有 者 持 分 の 変 動		△85,791			990	△84,801	△45,941	△130,742
所 有 者 と の 取 引 額 合 計	—	△46,704	△77,846	△26,859	990	△150,419	△47,615	△198,034
2026年3月31日 残 高	427,831	—	1,216,327	△57,584	610,004	2,196,578	85,309	2,281,887

(ご参考)

連結包括利益計算書（未監査）

（ 2025年4月 1日から
2026年3月31日まで ）

（単位 百万円）

科 目	金 額
当 期 利 益	273,324
その他の包括利益（税引後）	
純損益に振り替えられることのない項目	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資 本 性 金 融 商 品	8,909
確 定 給 付 制 度 の 再 測 定	21,780
持 分 法 に よ る そ の 他 の 包 括 利 益	551
純損益に振り替えられることのない項目合計	31,240
純損益に振り替えられる可能性のある項目	
在 外 営 業 活 動 体 の 換 算 差 額	99,009
キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー ・ ヘ ッ ジ	4,918
持 分 法 に よ る そ の 他 の 包 括 利 益	△81
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	103,846
税 引 後 そ の 他 の 包 括 利 益	135,086
当 期 包 括 利 益	408,410
当 期 包 括 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	394,979
非 支 配 持 分	13,431
当 期 包 括 利 益	408,410

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書（未監査）

（ 2025年4月 1日から
2026年3月31日まで ）

(単位 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前利益	398,175
減価償却費及び償却費	154,502
減損損失	7,642
引当金の増減額（△は減少）	17,834
金融資産の増減額	△52,949
金融負債の増減額	18,168
持分法による投資損益（△は益）	△3,481
営業債権及びその他の債権の増減額（△は増加）	△101,432
契約資産の増減額（△は増加）	△43,129
棚卸資産の増減額（△は増加）	14,729
営業債務及びその他の債務の増減額（△は減少）	△8,919
契約負債の増減額（△は減少）	44,351
退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の増減額	131,937
その他（純額）	△34,131
小 計	543,297
利息の受取額	5,887
配当金の受取額	3,212
利息の支払額	△9,713
法人所得税の支払額	△104,220
営業活動によるキャッシュ・フロー	438,463
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△70,325
有形固定資産の売却による収入	31,947
無形資産の取得による支出	△21,231
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資本金性金融商品の取得による支出	△2,021
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資本金性金融商品の売却による収入	16,686
子会社の取得による支出	△11,987
子会社の売却による収入	13,821
子会社の売却による支出	△789
関連会社または共同支配企業に対する投資の取得による支出	△683
関連会社または共同支配企業に対する投資の売却による収入	83,003
その他（純額）	△4,735
投資活動によるキャッシュ・フロー	33,686
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△147,629
長期借入れによる収入	27,508
長期借入金の返済による支出	△49,903
社債の発行による収入	30,000
社債の償還による支出	△25,000
リース負債の返済による支出	△54,890
非支配持分からの子会社持分取得による支出	△129,832
配当金の支払額	△40,043
非支配持分への配当金の支払額	△1,685
自己株式の取得による支出	△27,329
その他（純額）	853
財務活動によるキャッシュ・フロー	△417,950
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	20,220
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	74,419
現金及び現金同等物の期首残高	584,615
現金及び現金同等物の期末残高	659,034

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しています。

なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 252社

主要な連結子会社

NECプラットフォームズ㈱、NECフィールドディング㈱、NECソリューションイノベータ㈱、アビームコンサルティング㈱、NESICホールディングス㈱、NEC Corporation of America、NEC Europe Ltd.、NEC Asia Pacific Pte. Ltd.、日電（中国）有限公司、NEC Latin America S.A.、NEC Australia Pty Ltd、NEC Corporation India Private Limited、Netcracker Technology Corporation、Comet Holding B.V.、Garden Private Holdings Limited、Soleil ApS

当連結会計年度の連結範囲の異動は、増加18社、減少15社で、主な増減は次のとおりです。

取得・設立等により、連結子会社とした会社の数 18社

清算・売却等により、減少した会社の数 11社

合併により、減少した会社の数 4社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数

持分法を適用した関連会社の数 51社

主要な会社名

Lenovo NEC Holdings B.V.

当連結会計年度の持分法適用会社の異動は、増加が3社、減少が4社です。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 金融資産

金融資産の分類

非デリバティブ金融資産を償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の各区分に分類します。分類は、原則として金融資産を管理している事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特徴に基づいて行っています。

(a) 非デリバティブ金融資産

償却原価で測定する金融資産

当社グループが保有する金融資産のうち、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類します。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識時、公正価値に直接取引費用を加算して測定します。なお、重大な金融要素を含まない営業債権については取引価格によって測定します。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定します。実効金利法による償却および認識が中止された場合の利得または損失は、当期の純損益に認識します。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

当社グループは、原則として、ベンチャーキャピタル等への投資を除き、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという選択を行っています。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、当初認識時、公正価値に直接取引費用を加算して測定し、当初認識後は公正価値で測定します。公正価値の変動はその他の包括利益に含めて認識し、純損益に振り替えることはありません。また、当社グループは、その他の包括利益に累積された金額をその後利益剰余金に振り替えることはありません。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品からの配当金については、配当金が明らかに投資原価の一部の回収である場合を除き、金融収益として純損益に認識します。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類します。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後も公正価値で測定し、その変動は純損益で認識します。また、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にかかる利得または損失は、純損益に認識します。

(b) デリバティブ金融商品

当社グループは、為替リスクおよび金利リスクをヘッジする目的で、為替予約、金利スワップ、通貨オプション等のデリバティブを利用します。デリバティブは公正価値で当初認識し、その後も公正価値で再測定されます。

ヘッジ手段として指定されないデリバティブ

ヘッジ手段として指定されないデリバティブの公正価値の変動は、純損益で認識します。

ヘッジ手段として指定されたデリバティブ

キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブの公正価値の変動のうち、有効部分はその他の包括利益で認識され、非有効部分は、直ちに純損益で認識されます。その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期に、純損益に振り替えられます。ヘッジ手段が失効、売却、終了または行使された場合、ヘッジ会計の要件をもちや満たしていない場合、予定取引の発生がもはや見込まれない場合または指定を取り消した場合は、キャッシュ・フロー・ヘッジによるヘッジ会計を将来に向かって中止します。なお、国際会計基準（IAS）第39号のヘッジ会計を継続して適用するオプションを選択しています。

金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産にかかる減損について、各報告日において、測定する金融資産にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかを評価することにより、当該金融資産にかかる予想信用損失に対して貸倒引当金を認識します。

当初認識以降に当該金融資産にかかる信用リスクが著しく増大していない場合には、報告期間の末日後12ヵ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（12ヵ月の予想信用損失）に基づき貸倒引当金を測定します。一方、当初認識以降に当該金融資産にかかる信用リスクが著しく増大している場合または金融資産が信用減損している場合、予想信用損失にかかる引当金は、当該金融資産の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）に基づいて計算されます。ただし、売上債権などの営業債権および契約資産については常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定します。

信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行発生のリスクの変動に基づき判断し、債務不履行発生のリスクに変動があるかの判断にあたっては、深刻な財政困難、契約違反、債務者が破産または他の財務上の再編を行う可能性の増加を考慮します。貸倒引当金繰入額および戻入額は、純損益で認識します。

② 非金融資産

(a) 棚卸資産

棚卸資産の評価額は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定します。棚卸資産の測定において、代替性がある場合には先入先出法または総平均法により測定し、代替性がない場合には個別法により測定します。

取得原価には、棚卸資産の取得にかかる費用、製造費および加工費、ならびに当該棚卸資産を現在の場所および状態とするまでに要したその他の費用が含まれます。製造棚卸資産および仕掛品については、正常操業度に基づく製造間接費の適切な配賦額を含めます。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積販売費用を控除した額です。

(b) 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定します。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、解体・除去費用および土地の原状回復費用、ならびに資産計上すべき借入コストが含まれます。有形固定資産の重要な構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合、それぞれ別個(主要構成要素)の有形固定資産項目として会計処理します。有形固定資産の処分損益は、純損益で認識します。

(c) 無形資産

のれん

子会社の取得により認識されるのれんは、個別に識別されない他の資産とともに発生する将来の経済的便益を表す資産です。のれんは償却を行わず、少なくとも年に1回およびのれんが配分された資金生成単位について減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを行います。当社グループは、移転された対価、被取得企業のすべての非支配持分の金額、および従来保有していた被取得企業の資本持分の取得日公正価値の総額が、取得した識別可能な資産および引き受けた負債の正味金額を超過する額としてのれんを当初測定します。当該金額の総計が被取得企業の識別可能資産および引受負債の正味金額を下回る場合、その差額は割安購入益として純損益で認識します。

ソフトウェアおよびその他の無形資産

市場販売目的のソフトウェアおよび自社利用目的のソフトウェアの開発費用は、以下のすべてを立証できる場合に限り、無形資産として資産計上します。

- ・使用または売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却するという企業の意図
- ・無形資産を使用または売却する能力
- ・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用または売却するために必要となる、適切な技術上、財務上およびその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中に無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

特許権やライセンス等のその他の無形資産は、取得時に取得価額で認識します。企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した資産化された開発費等の無形資産は取得日の公正価値で計上します。

耐用年数を確定できる無形資産の償却方法、耐用年数および残存価額は、各報告期間の末日に見直しを行い、必要に応じて変更します。

(d) 減損

当社グループは、各報告期間の末日現在、棚卸資産、繰延税金資産、売却目的で保有する資産、従業員給付から生じる資産、契約資産、および顧客との契約獲得のためのコストから生じる資産を除く非金融資産の帳簿価額が減損している可能性を示す兆候の有無を判定します。当該判定は、資産または資金生成単位について行われます。資金生成単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループです。減損損失は純損益で認識し、帳簿価額はその回収可能価額まで減額します。回収可能価額は、資産が他の資産または資産グループから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成しない場合を除き、個別の資産または資金生成単位ごとに決定します。当社グループの全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出さないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位について回収可能価額を算定します。全社資産は、のれん以外の資産で、検討の対象である資金生成単位と他の資金生成単位の双方のキャッシュ・インフローに寄与する資産をいい、間接部門で保有する土地や建物が含まれます。

回収可能価額は、資産または資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額とします。使用価値とは、資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値です。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、その資金生成単位が属する国、産業の状況を勘案して決定した成長率に基づき作成し、貨幣の時間的価値および当該資産または資金生成単位に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引きます。

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産は、毎年同時期に、のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産が配分された資金生成単位のレベルで回収可能価額の見積りを行います。上記の他、減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを行います。

(2) 重要な資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主に定額法を採用しています。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 7～60年 機械及び装置 2～22年 工具、器具及び備品 2～20年

なお、使用権資産については、リース期間または当該資産の見積耐用年数のいずれか短い期間で減価償却します。

② 無形資産

市場販売目的のソフトウェア……見込有効期間における見込販売数量に基づく償却方法

(主として1～10年)

なお、見込販売数量に基づく償却が将来の経済的便益が消費されるパターンを反映しない場合には、残存耐用年数にわたって定額法にて償却します。

自社利用目的のソフトウェア……社内における見込利用可能期間(主として3～5年)に基づく定額法

その他の無形資産……当該資産が使用可能な状態になった日から契約期間等の見積耐用年数にわたり、将来の経済的便益が消費されるパターンを反映する方法によって償却します。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の債務(法的または推定的)を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に認識します。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチにより収益を認識します。(IFRS第9号「金融商品」に基づく利息および配当収益等ならびにIFRS第16号「リース」に基づく受取りリース料を除く。)

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する

当社グループは、ハードウェアおよびパッケージソフトウェアの提供に関する契約、ならびに役務提供に関する契約(アウトソーシング・保守を含む)およびシステム・インテグレーション/工事の提供に関する契約から収益を認識します。これらの契約から当社グループは別個の約束された財またはサービス(履行義務等)を特定し、それらの履行義務に対応して収益を配分します。

ハードウェアおよびパッケージソフトウェアの提供に関する契約において、当社グループは、支配が顧客に移転したと判断した時点で収益を認識します。据付等の重要なサービスを要するハードウェアの販売による売上収益は、原則として、顧客の検収時に認識します。標準的なハードウェアの販売による売上収益は、原則として、当該ハードウェアに対する支配が顧客に移転する引渡時に認識します。

役務提供に関する契約(アウトソーシング・保守を含む)およびシステム・インテグレーション/工事の提供に関する契約において、当社グループは、一定の期間にわたり履行義務を充足するにつれて、収益を認識します。当該サービスの提供の売上収益は、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて、進捗度を合理的に測定できない場合は履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲で、認識します。

継続して役務提供を行うサービス契約は、サービスが提供される期間に対する提供済期間の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上収益を認識します。単位あたりで課金するアウトソーシング・サービスは、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で売上収益を認識します。時間単位で課金されるサービスは、サービス契約期間にわたり売上収益を認識します。メンテナンスは原則としてサービスが履行される期間にわたり売上収益を認識しますが、時間単位で課金する契約については実績金額をもとに売上収益を認識します。

システム・インテグレーションおよび工事の提供に関する契約は、原則としてプロジェクト見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上収益を認識します。

なお、契約当初に見積った売上収益、進捗度または発生原価に変更が生じた場合は、見積りの変更による累積的影響を、当該変更が明らかとなり見積り可能となった連結会計期間に純損益で認識します。

ハードウェア販売とその付帯サービス、あるいはソフトウェア販売とその後のサポートサービスなどのように複数の財またはサービスが一つの契約に含まれる複合取引において、顧客に約束している財またはサービスは、顧客がその財またはサービスからの便益をそれ単独でまたは顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせ得ることができる(すなわち、当該財またはサービスが別個のものとなり得る)場合、かつ、財またはサービスを顧客に移転するという企業の約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能である(すなわち、当該財またはサービスが契約の観点において別個のものである)場合には、別個の履行義務として識別します。取引価格は、関連する独立販売価格に基づいて各履行義務に配分します。

(5) リース

当社グループは、契約時に、その契約がリースであるか、またはその契約にリースが含まれているかを判定します。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、その契約はリースまたはリースを含んでいます。また、当社グループは、リース期間が12ヵ月以内の短期リースおよび原資産が少額であるリースについて、使用権資産およびリース負債を認識しないことを選択しています。これらのリースに関して、当社グループは、リース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識します。

借手のリース

当社グループは、リースの開始日において、原資産を使用する権利を表す使用権資産およびリース料の支払義務を表すリース負債を認識します。

リース負債は、開始日に支払われていないリース料の現在価値で測定します。そのリース料は、リースの計算利率が容易に算定できる場合には、計算利率を用いて割り引きますが、計算利率が容易に算定できない場合には、借手の追加借入利率を用いて割り引きます。

リース負債の測定に含められるリース料は、次の額で構成されます。

- ・ 固定リース料（実質上の固定リース料を含む）
- ・ 変動リース料のうち、指数またはレートに応じて決まる金額（当初測定には開始日現在の指数またはレートを使用）
- ・ 残価保証に基づいて当社グループが支払うと見込まれる金額
- ・ 購入オプションおよび延長オプションを当社グループが行使することが合理的に確実である場合の、当該オプションの行使価格
- ・ リースの解約に対するペナルティの支払額（当社グループが解約オプションを行使しないことが合理的に確実である場合を除く）

リース負債は、実効金利法に基づく償却原価で事後測定し、指数またはレートの変動、残価保証に基づく当社グループの見積支払額、または当社グループが購入オプション、延長オプションまたは解約オプションを行使するかの判定の変更により、将来のリース料の変動が発生した場合に再測定されます。

なお、建物のリース契約の多くは、借手が延長オプションを借手の裁量で行使可能な契約となっていますが、当該オプションを行使することが合理的に確実と評価した期間にかかるリース料のみをリース負債の測定に含めています。

使用権資産は、リース負債の当初測定額に、開始日以前に支払ったリース料等を調整した額で当初測定し、開始日から原資産の耐用年数の終了時またはリース期間の終了時のいずれか短い期間にわたり定額法により減価償却します。原資産の見積耐用年数はその有形固定資産の見積耐用年数と整合するよう決定されます。また、開始日後は、使用権資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除し、リース負債の再測定について調整した額で測定されます。使用権資産は、連結財政状態計算書において、「有形固定資産」に含めて表示されています。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 確定給付型制度

当社グループの確定給付型制度には、確定給付型年金制度および退職一時金制度が含まれます。確定給付型制度にかかる負債または資産の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除します。当社グループは確定給付制度債務を、制度ごとに区別して、従業員が過年度および当連結会計年度において提供した勤務の対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割り引くことによって算定します。割引率は、上記債務と概ね同じ満期日を有するもので、かつ、支払見込給付と同じ通貨建ての、報告期間の末日における優良社債の利回りによります。確定給付制度の再測定はその純額を一括してその他の包括利益で認識し、その後利益剰余金への振替は行いません。

確定給付制度が積立超過である場合には、確定給付資産の純額を当該確定給付制度の積立超過額あるいは資産上限額（アセットシーリング）のいずれか低い金額で測定しています。

② 確定拠出型制度

確定拠出型年金制度の拠出債務は、従業員が勤務を提供した期間に、従業員給付費用として純損益で認識します。

③ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

II 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。

1. 収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結損益計算書において売上収益3,582,733百万円を計上しており、このうち、システム・インテグレーションおよび工事契約に分解された売上収益の金額は1,458,650百万円です。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

システム・インテグレーションおよび工事の提供に関する契約は、原則としてプロジェクト見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上収益を認識します。

当該進捗度の測定の基礎となる見積総原価は、プロジェクトごとの仕様や作業期間、契約に係るリスク等に基づき見積りを行っていますが、見積りと実績が乖離した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類における売上収益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 引当金の認識および測定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結財政状態計算書において引当金95,466百万円を計上しており、このうち、工事契約等損失引当金41,335百万円を計上しています。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

工事契約等損失引当金

当社グループが履行義務を有しているシステム・インテグレーションおよび工事契約等について、報告期間の末日において見積総原価が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、報告期間後に発生することとなる損失見込額を合理的に見積もることができる場合に、将来の損失見込額を引当金として認識します。キャッシュ・アウトフローの時期は、将来のプロジェクトの進捗に基づいています。

見積総原価は、プロジェクトごとの仕様や作業期間、契約に係るリスク等に基づき見積りを行っていますが、見積りと実績が乖離した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類の工事契約等損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

工事契約等損失引当金以外の引当金の会計上の見積りの内容については、以下に記載しています。

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準

3. 繰延税金資産の回収可能性の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結財政状態計算書において繰延税金資産186,670百万円を計上しています。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して利用できる課税所得が発生すると見込まれる範囲内で計上しています。

市況やその他の環境悪化により、将来課税所得の発生が見積りよりも低いと見込まれる場合には、回収可能と考えられる繰延税金資産の額が減額される可能性があります。

4. その他の会計上の見積り

収益認識、引当金の認識および測定、繰延税金資産の回収可能性の評価以外の会計上の見積りの内容については、以下に記載しています。

(1) 金融商品の公正価値

V 金融商品に関する注記

(2) 非金融資産の減損テストにおける回収可能価額

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

(3) 退職後給付の数理計算上の仮定

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

4. 会計方針に関する事項 (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(4) リースの識別およびリース期間の決定

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

4. 会計方針に関する事項 (5) リース

Ⅲ 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金	
流動資産	13,721百万円
非流動資産	4,803百万円
合計	18,524百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,003,072百万円

Ⅳ 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数	
普通株式	1,364,249,315株

2. 配当に関する事項
 (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月12日 取締役会	普通株式	18,683	70	2025年3月31日	2025年6月2日

(注) 当社は、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しましたが、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しています。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年10月29日 取締役会	普通株式	21,365	16	2025年9月30日	2025年12月1日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	29,227	22	2026年3月31日	2026年6月1日

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、資本効率を重視した事業運営を行うとともに、成長領域への投資や財務基盤の充実をはかることが長期的な企業価値の創出につながると考えています。財務基盤の充実については、ネットD/Eレシオを管理対象としています。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、様々な国や地域で事業活動を行っており、その過程において、信用リスク、流動性リスク、市場リスク(主に金利リスクおよび為替リスク)等のリスクに晒されています。当社グループは、これらの財務上のリスクが、当社グループの財政状態および業績に与える影響を軽減するため、リスク管理を行っています。

①信用リスク

信用リスクは、取引先の債務不履行等により、当社グループに財務上の損失を発生するリスクであり、主に営業債権から生じます。

当社グループは、取引先の財政状況および期日経過残高をモニタリングし、財務状況等の悪化等による債務不履行リスクの軽減を図っています。また、必要な場合には担保取得等の保全措置も行っています。

デリバティブ取引、預金取引および短期投資目的の金融資産の購入にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関と取引を行っています。

連結財政状態計算書で表示している保証債務および信用リスクに晒されている金融商品の帳簿価額の合計は、報告期間の末日において保有する担保およびその他の信用補完を考慮に入れない信用リスクに対する最大エクスポージャーを表しています。

営業債権及びその他の債権ならびに契約資産にかかる信用リスクエクスポージャー

当社グループの営業債権及びその他の債権等は主に国内の顧客によるものです。営業債権及びその他の債権ならびに契約資産は常に全期間の予想信用損失をもって貸倒引当金を算定しています。これらの資産については、信用リスクの特徴が類似する資産ごとにグルーピングし、過去の貸倒実績に現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮して予想信用損失を測定しています。信用減損金融資産の予想信用損失は個別の債権ごとに算定しています。

②流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが、現金または他の金融資産を引き渡すことにより決済される金融負債に関連する債務を履行するにあたり困難に直面するリスクです。当社グループの流動性管理アプローチは、決済支払期日に支払いを実行するための十分な流動性を確保することです。

当社グループは、現金及び現金同等物とコミットメントライン契約の未使用額との合計額の水準を、今後の事業活動のために必要である金融負債の想定支払金額を超過するよう、適時に資金繰計画を更新しています。

③市場リスク

(a)金利リスク

長期借入金等の、変動金利の有利子負債は金利の変動リスクに晒されています。当社グループは、金利の変動によるキャッシュ・フローの変動の影響を回避する目的で、金利スワップ取引を利用することがあります。

(b) 為替リスク

当社グループは、グローバルな事業展開を行っているため、外国為替相場変動のリスクに晒されています。当社グループでは、これらの為替の変動リスクに対して、外貨建て営業債権債務を相殺することに加え、予定取引を含む正味のエクスポージャーに対して先物為替予約等を利用したヘッジ取引を行うことにより、リスクを軽減しています。

(c) 株価変動リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業の上場株式を保有しており、資本性金融商品の株価変動リスクに晒されています。これらの資本性金融商品は、経営戦略、取引先や事業提携先との関係等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に保有するものです。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定する金融資産および金融負債について、公正価値の測定に利用するヒエラルキーおよびその分類は次のとおりです。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の公表価格

レベル2：レベル1に分類される公表価格以外の、金融資産および金融負債に関して直接的または間接的に観察可能なインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかない観察不能なインプット

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象が発生した時点で認識します。

レベル3に分類される金融資産および金融負債の公正価値評価については関連する社内規程に基づき、経理部内の適切な権限者によるレビューおよび承認を受けています。

(2) 公正価値算定方法

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務ならびに未払費用は、主に短期間で決済され、帳簿価額は公正価値に近似していることから、公正価値は当該帳簿価額によって算定しています。

貸付金の公正価値は、満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に、将来予測されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品および純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品のうち、上場株式の公正価値は取引所の市場価格によって算定しています。また、活発な市場のない資本性金融商品の公正価値は類似会社比準法等の適切な評価方法によって算定しています。

デリバティブ資産および負債の公正価値のうち、為替予約取引の公正価値は期末日の先物為替相場により算定し、金利スワップの公正価値については、報告期間の末日における金利を基に、将来予測されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しています。

短期借入金および長期借入金(1年内返済予定)は、短期間で決済され、帳簿価額は公正価値に近似していることから、公正価値は当該帳簿価額によっています。

長期借入金(1年内返済予定を除く)は、新規に同様の借入を実行した場合に想定される利率を基に、将来予測されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しています。

社債の公正価値は、活発でない市場における市場価格に基づいて算定しています。

金融負債に分類した償還オプション付優先株式の公正価値は、予想される償還オプションの行使タイミングを基に、見積将来キャッシュ・フローを、行使時点までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いて算定しています。

(3) 償却原価で測定する金融資産および金融負債

償却原価で測定する金融資産および金融負債の帳簿価額と公正価値は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融負債		
社債	244,411	233,930
長期借入金	27,696	27,376
償還オプション付優先株式(注)	21,014	22,014

(注) 当社の子会社が発行した償還オプション付優先株式であり、連結財政状態計算書では、「その他の金融負債」に含めて表示しています。

上記の表に記載した金融負債の公正価値ヒエラルキーは、社債がレベル2、長期借入金、償還オプション付優先株式がレベル3です。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融資産および金融負債は上記の表には含めていません。

(4) 公正価値で測定する金融資産および金融負債

経常的に公正価値で測定する金融資産および金融負債の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	24,530	22,653	47,183
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	47,718	—	105,968	153,686
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	—	1,894	662	2,556

上記の表に記載した金融資産および金融負債の帳簿価額と公正価値は一致しています。

レベル3に分類されている金融資産は、主に非上場株式により構成されており、重要な非上場株式の公正価値は類似会社比準法等の適切な評価方法により測定しています。

当社グループは、投資先との取引関係の維持、強化による収益基盤の拡大を目的とする長期保有の株式について、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に指定しています。

VI 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループの売上収益は、「ハードウェアおよびパッケージソフトウェアの提供」「役務提供契約（アウトソーシング・保守を含む）」「システム・インテグレーションおよび工事契約」の3つの種類に分解し認識します。

財またはサービスの種類別に分解された売上収益の金額はそれぞれ712,463百万円、1,411,620百万円および1,458,650百万円です。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分された取引価格の金額は3,020,180百万円であり、当該金額には、1年超の長期にわたって実現する履行義務が含まれています。なお、当初の予想期間が1年以内の契約の一部である場合は上記の履行義務から除いています。

VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	1,656円11銭
基本的1株当たり当期利益	202円95銭
希薄化後1株当たり当期利益	202円95銭

VIII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

IX その他の注記

金融収益

日本航空電子工業(株)の株式売却による関連会社株式売却益20,226百万円を、連結損益計算書「金融収益」に含めて表示しています。

貸借対照表

(2026年 3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,640,518	流動負債	1,434,719
現金及び預金	368,722	買掛金	410,432
受取手形	4,282	1年内返済予定の長期借入金	40,000
売掛金	607,817	リース債務	123
契約資産	293,913	未払金	56,711
リース投資資産	4,736	未払費用	79,502
商品及び製品	60,244	未払法人税等	85,074
仕掛品	18,099	契約負債	306,566
原材料及び貯蔵品	9,405	預り金	384,143
前渡金	98,961	製品保証引当金	5,007
前払費用	39,611	役員賞与引当金	610
未収入金	89,591	工事契約等損失引当金	21,099
その他	47,143	偶発損失引当金	8,547
貸倒引当金	△2,007	株式報酬引当金	1,375
固定資産	1,435,038	その他	35,532
有形固定資産	318,556	固定負債	323,575
建物	172,878	社債	245,000
構築物	4,398	長期借入金	25,000
機械及び装置	5,760	リース債務	187
車両運搬具	138	製品保証引当金	3,639
工具、器具及び備品	43,860	債務保証損失引当金	21,217
土地	73,627	偶発損失引当金	7,889
建設仮勘定	17,896	株式報酬引当金	2,248
無形固定資産	79,658	資産除去債務	14,731
特許権	618	その他	3,663
借地権	128	負債合計	1,758,294
ソフトウェア	78,796	(純 資 産 の 部)	
その他	116	株主資本	1,287,489
投資その他の資産	1,036,824	資本金	427,831
投資有価証券	102,731	資本剰余金	92,318
関係会社株式	767,909	資本準備金	89,892
出資金	196	その他資本剰余金	2,426
長期貸付金	5	利益剰余金	828,598
関係会社長期貸付金	19,246	利益準備金	17,066
繰延税金資産	91,383	その他利益剰余金	811,532
前払年金費用	19,764	ホプソノ/ハーション促進積立金	250
その他	45,662	繰越利益剰余金	811,282
貸倒引当金	△10,071	自己株式	△61,258
		評価・換算差額等	29,773
		その他有価証券評価差額金	29,815
		繰延ヘッジ損益	△42
資産合計	3,075,556	純資産合計	1,317,262
		負債純資産合計	3,075,556

損益計算書

(2025年 4月 1日から
2026年 3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		2,094,473
売上原価		1,463,597
売上総利益		630,877
販売費及び一般管理費		399,503
営業利益		231,374
営業外収益		
受取利息	1,886	
受取配当金	28,656	
為替差益	15,405	
その他	6,381	52,328
営業外費用		
支払利息	7,023	
固定資産除却損	6,703	
偶発損失引当金繰入額	6,401	
その他	4,988	25,115
経常利益		258,587
特別利益		
退職給付信託返還益	52,700	
関係会社株式売却益	44,395	
投資有価証券売却益	11,356	
債務保証損失引当金戻入額	2,893	
関係会社貸倒引当金戻入額	626	111,970
特別損失		
関係会社株式評価損	6,136	
固定資産売却損	6,133	
債務保証損失引当金繰入額	3,793	
投資有価証券売却損	1,384	
減損	1,285	
投資有価証券評価損	659	
関係会社貸倒引当金繰入額	213	
関係会社株式売却損	74	19,676
税引前当期純利益		350,881
法人税、住民税及び事業税	104,433	
法人税等調整額	△4,415	100,019
当期純利益		250,863

株主資本等変動計算書

(2025年 4月 1日から
2026年 3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
						オ ー プ ン イ ノ ベ ー シ ョ ン 促 進 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	427,831	89,892	48,063	137,955	17,066	250	839,037	856,353
当期変動額								
剰余金の配当							△40,048	△40,048
当期純利益							250,863	250,863
自己株式の取得								
自己株式の処分			2,436	2,436				
株式報酬取引			59	59				
会社分割による減少			△48,132	△48,132			△238,569	△238,569
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	△45,637	△45,637	—	—	△27,755	△27,755
当期末残高	427,831	89,892	2,426	92,318	17,066	250	811,282	828,598

	株主資本		評価・換算差額等			純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△31,990	1,390,149	30,578	△4,956	25,623	1,415,772
当期変動額						
剰余金の配当		△40,048				△40,048
当期純利益		250,863				250,863
自己株式の取得	△30,498	△30,498				△30,498
自己株式の処分	1,230	3,666				3,666
株式報酬取引		59				59
会社分割による減少		△286,702				△286,702
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△763	4,913	4,150	4,150
当期変動額合計	△29,268	△102,660	△763	4,913	4,150	△98,510
当期末残高	△61,258	1,287,489	29,815	△42	29,773	1,317,262

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

2. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ・投資事業有限責任組合等への出資……………入手可能な直近の決算書に基づき持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

② デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は下記の評価方法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しています。

- ・商品及び製品
注文生産品……………個別法
標準量産品……………先入先出法
- ・仕掛品
注文生産品……………個別法
標準量産品……………総平均法
- ・原材料及び貯蔵品……………先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

主な耐用年数は次のとおりです。

建物	8～50年
構築物	7～60年
機械及び装置	4～22年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産……………定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量または見込販売収益に基づく償却方法（見込有効期間2年以内）を採用し、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しています。

③ 長期前払費用

定額法または販売実績等に基づいた償却を行っています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
製品保証引当金	製品販売後または受託開発プログラム引渡後の無償修理費用の支出に備えるため、売上高等に対する過去の実績率および個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しています。
役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しています。
工事契約等損失引当金	システム・インテグレーションおよび工事契約等について、当事業年度末において見積総原価が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、翌事業年度以降に発生することとなる損失見込額を合理的に見積もることができる場合に、将来の損失見込額を計上しています。
債務保証損失引当金	関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。
偶発損失引当金	訴訟や係争案件等の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、偶発事象ごとに個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見込額を計上しています。
退職給付引当金または前払年金費用	<p>当社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度、確定拠出年金制度および退職一時金制度を採用しています。</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金または前払年金費用として計上しています。</p> <p>当社は退職給付債務を、制度ごとに区別して、従業員が過年度および当事業年度において提供した勤務の対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割引くことにより算定します。割引率は、上記債務と概ね同じ満期日を有するもので、かつ、支払見込給付と同じ通貨建ての、事業年度の末日における優良社債の利回り（計算基礎に重要な変動が生じていない場合には、前事業年度までに基礎としていた利回り）によります。</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（4～13年）による定額法により翌事業年度から費用処理しています。</p>
株式報酬引当金	役員および従業員に対する株式報酬の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しています。

(4) 収益および費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチにより収益を認識します。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社は、ハードウェアおよびパッケージソフトウェアの提供に関する契約、ならびに役務提供に関する契約（アウトソーシング・保守を含む）およびシステム・インテグレーション/工事の提供に関する契約から収益を認識します。これらの契約から当社は別個の約束された財またはサービス（履行義務等）を特定し、それらの履行義務に対応して収益を配分します。

ハードウェアおよびパッケージソフトウェアの提供に関する契約において、当社は、支配が顧客に移転したと判断した時点で収益を認識します。据付等の重要なサービスを要するハードウェアの販売による売上高は、原則として、顧客の検収時に認識します。標準的なハードウェアの販売による売上高は、原則として、当該ハードウェアに対する支配が顧客に移転する引渡時に認識します。

役務提供に関する契約（アウトソーシング・保守を含む）およびシステム・インテグレーション/工事の提供に関する契約において、当社は、一定の期間にわたり履行義務を充足するにつれて、収益を認識します。当該サービスの提供の売上高は、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて、進捗度を合理的に測定できない場合は履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲で、認識します。

継続して役務提供を行うサービス契約は、サービスが提供される期間に対する提供済期間の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上高を認識します。単位あたりで課金するアウトソーシング・サービスは、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で売上高を認識します。時間単位で課金されるサービスは、サービス契約期間にわたり売上高を認識します。メンテナンスは原則としてサービスが履行される期間にわたり売上高を認識しますが、時間単位で課金する契約については実績金額をもとに売上高を認識します。

システム・インテグレーションおよび工事の提供に関する契約は、原則としてプロジェクト見積総原価に対する事業年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上高を認識します。なお、契約当初に見積った売上高、進捗度または発生原価に変更が生じた場合は、見積りの変更による累積的影響を、当該変更が明らかとなり見積り可能となった事業年度に純損益で認識します。

ハードウェア販売とその付帯サービス、あるいはソフトウェア販売とその後のサポートサービスなどのように複数の財またはサービスが一つの契約に含まれる複合取引において、顧客に約束している財またはサービスは、顧客がその財またはサービスからの便益をそれ単独でまたは顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせ得ることができる（すなわち、当該財またはサービスが別個のものとなり得る）場合、かつ、財またはサービスを顧客に移転するという企業の約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能である（すなわち、当該財またはサービスが契約の観点において別個のものである）場合には、別個の履行義務として識別します。取引価格は、関連する独立販売価格に基づいて各履行義務に配分します。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

(6) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(7) ヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の処理

金利リスクおよび為替変動リスクをヘッジするデリバティブ取引につき、繰延ヘッジ処理を適用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップおよび為替予約

ヘッジ対象……………社債および借入金、外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

当社の内部規程である「リスク管理規程」に基づき、相場変動を相殺、またはキャッシュ・フローを固定する目的で、デリバティブ取引を利用しています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

(8) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(9) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

3. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示していた「偶発損失引当金繰入額」(前事業年度646百万円)は、重要性が高まったことから、当事業年度より区分掲記しています。

II 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。

1. 収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の損益計算書において売上高2,094,473百万円を計上しており、このうち、システム・インテグレーションおよび工事契約に分解された売上高の金額は916,806百万円です。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「II 会計上の見積りに関する注記 1. 収益認識 (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に記載しているため、記載を省略しています。

2. 工事契約等損失引当金の認識および測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において工事契約等損失引当金21,099百万円を計上しています。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「Ⅱ 会計上の見積りに関する注記 2. 引当金の認識および測定 (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に記載しているため、記載を省略しています。

3. 繰延税金資産の回収可能性の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において繰延税金資産91,383百万円を計上しています。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「Ⅱ 会計上の見積りに関する注記 3. 繰延税金資産の回収可能性の評価 (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に記載しているため、記載を省略しています。

4. その他の会計上の見積り

収益認識、工事契約等損失引当金の認識および測定、繰延税金資産の回収可能性の評価以外の会計上の見積りの内容については、以下に記載しています。

(1) 退職後給付の数理計算上の仮定

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 2. 重要な会計方針 (3) 引当金の計上基準

(2) 工事契約等損失引当金以外の引当金の認識および測定

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 2. 重要な会計方針 (3) 引当金の計上基準

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

投資有価証券	1百万円
関係会社株式	175百万円
関係会社長期貸付金	435百万円
合計	611百万円

2. 棚卸資産および工事契約等損失引当金の相殺表示
損失が見込まれる工事契約等に係る棚卸資産は、これに対応する工事契約等損失引当金470百万円（うち、商品及び製品に係る工事契約等損失引当金448百万円、仕掛品に係る工事契約等損失引当金22百万円）を相殺表示しています。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 444,060百万円

4. 保証債務

銀行借入金等に対する保証債務残高	
関係会社	22,335百万円

5. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	151,776百万円
長期金銭債権	28,696百万円
短期金銭債務	662,316百万円
長期金銭債務	2,663百万円

Ⅳ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	134,518百万円
仕入高	970,656百万円
営業取引以外の取引による取引高	104,251百万円

2. 特別利益
当社は、退職給付債務に対して退職給付信託財産を含む年金資産が積立超過の状態であり、今後もその状態が継続すると見込まれることから、当事業年度において退職給付信託の一部返還を受けたことに伴い、退職給付信託返還益52,700百万円を計上しました。

Ⅴ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数

普通株式	37,899,449株
------	-------------

(注) 当事業年度の末日における自己株式数には、役員および一部の従業員を対象とする株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が所有する当社株式2,148,500株が含まれています。

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資簿価修正	76,507百万円
関係会社株式評価損	44,973百万円
退職給付引当金	35,721百万円
棚卸資産評価	18,311百万円
未払賞与否認額	15,267百万円
減価償却超過額	13,928百万円
債務保証損失引当金	8,731百万円
偶発損失引当金	5,177百万円
製品保証引当金	2,724百万円
未払費用	2,379百万円
投資有価証券評価損	1,375百万円
その他	39,857百万円
繰延税金資産 小計	264,950百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価引当金	△138,007百万円
評価引当金 小計	△138,007百万円
繰延税金資産 合計	126,943百万円
繰延税金負債	
退職給付信託解約に伴う有価証券取得	△17,658百万円
その他有価証券評価差額金	△13,530百万円
退職給付信託設定益	△568百万円
その他	△3,804百万円
繰延税金負債 合計	△35,560百万円
繰延税金資産の純額	91,383百万円

VII リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

未経過リース料	
1年内	4,876百万円
1年超	31,790百万円
合計	36,666百万円

VIII 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

種類	会社の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	NECソリューションイノベータ(株)	所有 直接100%	当社が販売する一部製品に関するソフトウェアの開発 役員の兼任	ソフトウェアの 開発委託	百万円 309,861	買掛金	百万円 69,942
				資金の預り	—	預り金	百万円 82,324
子会社	NECプラットフォームズ(株)	所有 直接100%	当社が販売する一部製品の 供給 役員の兼任	製品の供給	百万円 208,605	買掛金	百万円 46,042
子会社	NECフィールドディング(株)	所有 直接100%	当社が販売する一部製品の 保守および販売 役員の兼任	資金の預り	—	預り金	百万円 77,845
子会社	NEC Corporation of America	所有 直接100%	当社製品の販売および当社 から一部部品を購入 役員の兼任	資金の預り	—	預り金	百万円 59,353
子会社	NECファシリティーズ(株)	所有 直接100%	当社施設の設計、施工管理 および施設管理ならびに当 社および当社従業員に対す る保険の代理店業務 役員の兼任	固定資産の購入	百万円 58,219	未払金	百万円 20,833
				資金の預り	—	預り金	百万円 35,284
子会社	NECホールディングス(株)	所有 直接100%	当社グループ会社の管理統 括 役員の兼任	会社分割 資産の額	百万円 305,946	—	—
子会社	NECネットエスアイ(株)	所有 間接100%	当社が販売する一部製品に 関する工事及び当社が製造 する一部製品の販売 役員の兼任	関係会社株式の 購入	百万円 128,291	—	—
				資金の預り	—	預り金	百万円 40,180
従業員の ための退職後 給付制度	退職給付信託	—	—	退職給付信託資 産の一部返還	百万円 140,000	—	—

1. 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉により決定しています。
2. 子会社との資金取引は、主にキャッシュマネジメントシステムによるものです。
3. 会社分割については、当社を分割会社とし、NECホールディングス(株)を承継会社とする吸収分割です。
NECホールディングス(株)は、本会社分割により、2025年7月1日時点で当社の保有するNECネクサソリューションズ(株)の全株式およびNECネットエスアイ(株)の全株式を承継しています。

IX 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	993円15銭
1株当たり当期純利益	188円33銭

X 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI 重要な後発事象に関する注記

連結子会社（NESICホールディングス㈱とNECフィールドディング㈱）間の株式交換

当社の子会社であるNESICホールディングス㈱とNECフィールドディング㈱との間で、2026年1月29日に株式交換契約が締結されました。当該契約に基づく株式交換により、NECフィールドディング㈱は2026年4月1日付でNESICホールディングス㈱の子会社となりました。なお、この株式交換により、NESICホールディングス㈱からNECフィールドディング㈱の株主である当社に対して、株式の割当その他対価の交付は行われません。

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

日本電気株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 志賀 恭子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小川 勤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 遠山 周平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電気株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第188期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上